R8．１０．１適用

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1～1－1－23［略］ 1－1－24 建設副産物 1～2 ［略］ 3 法令順守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成５年１月26 日付け経第76 号農林水産省大臣官房経理課長通知）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成３年12 月６日付け３地第944 号農林水産省大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18 年6月12 日付け国官技第46 号国土交通省事務次官通知日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4～9 ［略］ 10 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。なお、「11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）」に登録した場合は、提出に代わるものとし提出は不要とする 11 コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム） 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。 1－1－25［略］ 1－1－26 工事材料の品質 1 ［略］ 2 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員等から請求があった場合、 速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員等へ提出しなければならない。 1－1－27～1－1－33［略］ 1－1－34 施工管理 1～2 ［略］ 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。	第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－1～1－1－23［略］ 1－1－24 建設副産物 1～2 ［略］ 3 法令順守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14 年６月18 日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成３年12 月６日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 4～9 ［略］ 10 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。なお、「10. 建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に登録した場合は、提出に代わるものとし提出は不要とする 11 建設副産物情報交換システム（COBRIS） 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。 1－1－25［略］ 1－1－26 工事材料の品質 1 ［略］ 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員等から請求があった場合、速やかに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。 また、設計図書において事前に監督員等の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員等に提出して承諾を得るものとする。 1－1－27～1－1－33［略］ 1－1－34 施工管理 1～2 ［略］ 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができる。

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図１－１－１参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改定について」（平成18年3月31日国道利37号、国道国防第205号）、［削除］、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日　国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号）によるものとする。	なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図１－１－１参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け　道発372号　道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け　国道37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け　国道利38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和３年５月27日付け　国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号　水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。
 図１－１－１　標示板の例	 図１－１－１　標示板の例
4～12　［略］ 1－1－35～1－1－36［略］ 1－1－37　週休2日の対応 受注者は、週休２日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休２日は、土日を休日とする週休２日工事の実施に取り組むなど、週休２日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。 1－1－38～1－1－39［略］ 1－1－40　工事中の安全確保 1　安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事等施工技術安全指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改定について」（平成17年3月31日国官技第303号、国総施第190号）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受	4～12　［略］ 1－1－35～1－1－36［略］ 1－1－37　週休2日の対応 受注者は、週休２日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休２日は、１週間に２日以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1－1－38～1－1－39［略］ 1－1－40　工事中の安全確保 1　安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
注者を拘束するものではない。	事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2［略］	2［略］
3　建設工事公衆災害防止対策要綱	3　建設工事公衆災害防止対策要綱
受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年２月１日付５地第72号農林水産省大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年２月１日付５地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4～14［略］	4～14［略］
15　安全衛生協議会の設置	15　安全衛生協議会の設置
監督員等が、労働安全衛生法（令和７年５月改正　法律第33号）第30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	監督員等が、労働安全衛生法（令和元年６月改正　法律第78号）第30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
16　安全優先	16　安全優先
受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和７年５月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関　係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年６月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関　係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
17～22［略］	17～22［略］
1－1－41～1－1－43［略］	1－1－41～1－1－43［略］
1－1－44　環境対策	1－1－44　環境対策
1　環境保全	1　環境保全
受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2～4［略］	2～4［略］
5　排出ガス対策型建設機械	5　排出ガス対策型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和４年６月改正法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成23年7月13日国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年６月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成23年7月13日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成24年3月23日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。
受注者はトンネル坑内作業において表1-1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和３年２月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和３年２月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）

1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改定について（平成22年3月18日国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日国総環第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

６　［略］

７　低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを登載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-3 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）

改正前（R７．１０．１適用）

1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員等が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

６　［略］

７　低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを登載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-3 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ トラクタショベル	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
・　大型ブレーカ ・　コンクリート吹付機 ・　ドリルジャンボ ・　ダンプトラック ・　トラックミキサ	を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準(2011年基準)を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。
1－1－45［略］	1－1－45［略］
1－1－46　交通安全管理	1－1－46　交通安全管理
1～3［略］	1～3［略］
4　交通安全法令の遵守	4　交通安全法令の遵守
受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和６年６月内閣府・国土交通省令第１号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」平成18年3月31日国道利37号、国道国防第205 号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日国道利38号、国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月　国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和５年３月改正内閣府・国土交通省令第１号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
5～11［略］	5～11［略］
11　通行許可等	11　通行許可等
受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和３年７月20日改正政令第198号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47　条の２に基づく通行許可、または道路法第47　条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和７年６月改正政令第222号）第22　条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和６年５月改正法律第34号）第57　条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和３年７月20日改正政令第198号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47　条の２に基づく通行許可、または道路法第47　条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和５年３月改正政令第54号）第22　条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和５年３月改正法律第19号）第57　条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
表　1-1-4　車両の一般的制限値	表　1-1-4　車両の一般的制限値
車両の諸元 / 一　般　的　制　限　値	車両の諸元 / 一　般　的　制　限　値
幅 / 2.5m	幅 / 2.5m
長　さ / 12.0m	長　さ / 12.0m
高　さ / 3.8m（ただし、指定道路については4.1m）	高　さ / 3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量　総重量 / 20.0ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、　長さに応じ最大25.0ｔ）	重量　総重量 / 20.0ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、　長さに応じ最大25.0ｔ）
軸重 / 10.0ｔ	軸重 / 10.0ｔ
隣接軸重の合計 / 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車	隣接軸重の合計 / 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
軸に係る軸重が9.5　t 以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ	軸に係る軸重が9.5　t 以下の場合は19ｔ）、1.8m以上の場合は20ｔ
輪荷重　5.0ｔ	輪荷重　5.0ｔ
最小回転半径　12.0m	最小回転半径　12.0m
ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。
1－1－47［略］	1－1－47［略］
1－1－48　諸法令の遵守	1－1－48　諸法令の遵守
1　諸法令の遵守	1　諸法令の遵守
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。
（１）地方自治法　（平成28年12月改正法律第101号）	（１）地方自治法　（平成28年12月改正法律第101号）
（２）建設業法　（令和４年６月改正法律第68号）	（２）建設業法　（令和３年５月改正法律第48号）
（３）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律　（令和７年５月改正法律第41号）	（３）下請代金支払遅延等防止法　（平成21年６月改正法律第51号）
（４）労働基準法　（令和６年５月改正法律第42号）	（４）労働基準法　（令和２年３月改正法律第14号）
（５）労働安全衛生法　（令和７年５月改正法律第33号）	（５）労働安全衛生法　（令和元年６月改正法律第37号）
（６）作業環境測定法　（令和７年５月改正法律第33号）	（６）作業環境測定法　（令和元年６月改正法律第41号）
（７）じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号）	（７）じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号）
（８）雇用保険法　（令和６年６月改正法律第47号）	（８）雇用保険法　（令和４年３月改正法律第12号）
（９）労働者災害補償保険法　（令和４年６月改正法律第68号）	（９）労働者災害補償保険法　（令和２年６月改正法律第40号）
（10）健康保険法　（令和７年６月改正法律第74号）	（10）健康保険法　（令和５年５月改正法律第31号）
（11）中小企業退職金共済法　（令和４年６月改正法律第68号）	（11）中小企業退職金共済法　（令和２年６月改正法律第40号）
（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和６年５月改正法律第26号）	（12）建設労働者の雇用の改善等に関する法律　（令和４年３月改正法律第12号）
（13）出入国管理及び難民認定法　（令和７年６月改正法律第75号）	（13）出入国管理及び難民認定法　（令和４年12月改正法律第97号）
（14）道路法　（令和７年４月改正法律第22号）	（14）道路法　（令和３年３月改正法律第９号）
（15）道路交通法　（令和６年５月改正法律第34号）	（15）道路交通法　（令和５年５月改正法律第19号）
（16）道路運送法　（令和６年５月改正法律第23号）	（16）道路運送法　（令和５年６月改正法律第36号）
（17）道路運送車両法　（令和５年６月改正法律第63号）	（17）道路運送車両法　（令和４年４月改正法律第18号）
（18）砂防法　（令和４年６月改正法律第68号）	（18）砂防法　（平成25年11月改正法律第76号）
（19）地すべり等防止法　（令和５年５月改正法律第34号）	（19）地すべり等防止法　（平成29年６月改正法律第45号）
（20）河川法　（令和５年５月改正法律第34号）	（20）河川法　（令和３年５月改正法律第31号）
（21）下水道法　（令和４年６月改正法律第68号）	（21）下水道法　（令和４年５月改正法律第44号）
（22）航空法　（令和７年６月改正法律第55号）	（22）航空法　（令和４年６月改正法律第62号）
（23）公有水面埋立法　（令和４年６月改正法律第68号）	（23）公有水面埋立法　（平成26年６月改正法律第51号）
（24）軌道法　（令和２年６月改正法律第41号）	（24）軌道法　（令和２年６月改正法律第41号）
（25）森林法　（令和７年５月改正法律第48号）	（25）森林法　（令和２年６月改正法律第41号）
（26）環境基本法　（令和３年５月改正法律第36号）	（26）環境基本法　（令和３年５月改正法律第36号）

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
(27) 火薬類取締法（令和４年６月改正法律第68号）	(27) 火薬類取締法（令和元年６月改正法律第37号）
(28) 大気汚染防止法（令和４年６月改正法律第68号）	(28) 大気汚染防止法（令和２年６月改正法律第39号）
(29) 騒音規制法（令和４年６月改正法律第68号）	(29) 騒音規制法（平成26年６月改正法律第72号）
(30) 水質汚濁防止法（令和４年６月改正法律第68号）	(30) 水質汚濁防止法（平成29年６月改正法律第45号）
(31) 湖沼水質保全特別措置法（令和４年６月改正法律第68号）	(31) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年６月改正法律第47号）
(32) 振動規制法（令和４年６月改正法律第68号）	(32) 振動規制法（平成26年６月改正法律第72号）
(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和４年６月改正法律第68号）	(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年６月改正法律第37号）
(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和７年６月改正法律第52号）	(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和４年６月改正法律第74号）
(35) 文化財保護法（令和４年６月改正法律第68号）	(35) 文化財保護法（令和３年５月改正法律第22号）
(36) 砂利採取法（令和５年６月改正法律第63号）	(36) 砂利採取法（平成27年６月改正法律第50号）
(37) 電気事業法（令和５年６月改正法律第44号）	(37) 電気事業法（令和５年６月改正法律第44号）
(38) 消防法（令和５年６月改正法律第18号）	(38) 消防法（令和５年６月改正法律第18号）
(39) 測量法（令和６年６月改正法律第54号）	(39) 測量法（令和元年６月改正法律第37号）
(40) 建築基準法（令和７年５月改正法律第18号）	(40) 建築基準法（令和５年５月改正法律第18号）
(41) 都市公園法（令和６年５月改正法律第40号）	(41) 都市公園法（平成29年５月改正法律第26号）
(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和４年６月改正法律第68号）	(42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和４年５月改正法律第46号）
(43) 土壌汚染対策法（令和４年６月改正法律第68号）	(43) 土壌汚染対策法（平成29年６月改正法律第45号）
(44) 駐車場法（平成29年５月改正法律第26号）	(44) 駐車場法（平成29年５月改正法律第26号）
(45) 自然環境保全法（令和４年６月改正法律第68号）	(45) 自然環境保全法（平成31年４月改正法律第20号）
(46) 自然公園法（令和４年６月改正法律第68号）	(46) 自然公園法（令和３年５月改正法律第29号）
(47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和６年12月改正法律第49号）	(47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和３年５月改正法律第37号）
(48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）	(48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）
(49) 河川法施行法（平成11年12月改正法律第160号）	(49) 河川法施行法（平成11年12月改正法律第160号）
(50) 技術士法（令和４年６月改正法律第68号）	(50) 技術士法（令和元年６月改正法律第37号）
(51) 漁業法（令和３年５月改正法律第47号）	(51) 漁業法（令和３年５月改正法律第47号）
(52) 空港法（令和４年６月改正法律第68号）	(52) 空港法（令和元年６月改正法律第37号）
(53) 計量法（令和４年６月改正法律第68号）	(53) 計量法（平成26年６月改正法律第69号）
(54) 厚生年金保険法（令和６年６月改正法律第47号）	(54) 厚生年金保険法（令和３年６月改正法律第66号）
(55) 最低賃金法（令和４年６月改正法律第68号）	(55) 最低賃金法（平成24年４月改正法律第27号）
(56) 職業安定法（令和６年６月改正法律第50号）	(56) 職業安定法（令和５年６月改正法律第44号）
(57) 所得税法（令和７年６月改正法律第74号）	(57) 所得税法（令和３年５月改正法律第37号）
(58) 水産資源保護法（令和４年６月改正法律第68号）	(58) 水産資源保護法（平成30年12月改正法律第95号）
(59) 著作権法（令和７年４月改正法律第27号）	(59) 著作権法（令和３年６月改正法律第52号）
(60) 電波法（令和７年４月改正法律第27号）	(60) 電波法（令和４年12月改正法律第93号）
(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和４年６月改正法律第68号）	(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和４年４月改正法律第32号）

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）　新旧対照表

改正後（R８．１０．１適用）	改正前（R７．１０．１適用）
(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和６年６月改正法律第47号）	(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和４年４月改正法律第12号）
(63) 農薬取締法　（令和５年５月改正法律第36号）	(63) 農薬取締法　（令和５年５月改正法律第36号）
(64) 毒物及び劇物取締法　（令和５年３月改正法律第36号）	(64) 毒物及び劇物取締法　（令和５年３月改正法律第36号）
(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　（令和４年６月改正法律第68号）	(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　（平成29年５月法律第41号）
(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和６年６月改正法律第54号）	(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和元年６月改正法律第35号）
(67) 警備業法　（令和５年６月改正法律第63号）	(67) 警備業法　（令和元年６月改正法律第37号）
(68) 個人情報の保護に関する法律　（令和６年６月改正法律第46号）	(68) 個人情報の保護に関する法律　（令和５年６月改正法律第79号）
(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　（令和６年６月改正法律第53号）	(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　（令和５年６月改正法律第58号）
(70) 肥料取締法　（令和２年８月改正法律第235号）	(70) 肥料取締法　（令和２年８月改正法律第235号）
2～3［略］	2～3［略］
1－1－49～1－1－54［略］	1－1－49～1－1－54［略］
1－1－55　特許権等	1－1－55　特許権等
1～2［略］	1～2［略］
３　著作権法に規定される著作物	３　著作権法に規定される著作物
発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（令和７年４月改正法第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（令和３年６月改正法律第52号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
1－1－56～1－1－58［略］	1－1－56～1－1－58［略］
1－1－59　公共工事における新技術活用の促進	1－1－59　公共工事における新技術活用の促進
受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員等に報告するものとする。	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員等に報告するものとする。
1－1－60～1－1－61［略］	1－1－60～1－1－61［略］
1－1－62　ウィークリースタンス	［新設］
監督員等及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。	
ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	

改　　正　　後

第３章　共通施工

第１節～第４節　［略］

第５節 塗　　装

３－５－１　［略］

３－５－２　素地調整

1　一般事項

受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

表３－５－２

素地調整 種　　別	素地調整の内容	施工後の金属面 （ISO 8501-1）
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、清浄な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

３－５－３～３－５－５　［略］

第６節～第 13 節　［略］

改　　正　　前

第３章　共通施工

第１節～第４節　［略］

第５節 塗　　装

３－５－１　［略］

３－５－２　素地調整

1　一般事項

受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない

表３－５－２

素地調整 種　　別	素地調整の内容	施工後の金属面 （ISO 8501-1）
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

３－５－３～３－５－５　［略］

第６節～第 13 節　［略］

改　　正　　後	改　　正　　前

第４章　水門設備

第１節　通　　則

４－１－１～４－１－４　［略］

４－１－５　銘　板

１　［略］

２　銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表４－１－１　銘板仕様

仕　様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか

注)アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板(JIS H 4000 A 5052P)を標準とする。

４－１－６・４－１－７　［略］

第２節～第６節　［略］

第７節　操作制御設備及び電源設備

４－７－１～４－７－３　［略］

４－７－４　機側操作盤

１～４　［略］

５　雷対策

受注者は、機側操作盤等に適切な雷対策を施さなければならない。

４－７－５～４－７－７　［略］

第４章　水門設備

第１節　通　　則

４－１－１～４－１－４　［略］

４－１－５　銘　板

１　［略］

２　銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表４－１－１　銘板仕様

仕　様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	黄銅板、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

［新設］

４－１－６・４－１－７　［略］

第２節～第６節　［略］

第７節　操作制御設備及び電源設備

４－７－１～４－７－３　［略］

４－７－４　機側操作盤

１～４　［略］

５　雷対策

機側操作盤等には、避雷器、耐雷トランス等を設置し、雷対策を施さなければならない。

４－７－５～４－７－７　［略］

改　　正　　後	改　　正　　前
第５章　ゴム引布製起伏堰設備	**第５章　ゴム引布製起伏堰設備**
第１節　［略］	**第１節　［略］**
第２節　袋　体　等	**第２節　袋　体　等**
５－２－１　［略］	**５－２－１　［略］**
５－２－２　固定部	**５－２－２　固定部**
１　取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいかつ、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。	１　取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいしたり、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。
２　［略］	２　［略］
５－２－３　［略］	**５－２－３　［略］**
第３節　［略］	**第３節　［略］**

改正後

第６章　用排水ポンプ設備

第１節　通　　則

６－１－１～６－１－３　［略］

６－１－４　銘　　板

１　［略］

２　銘板の仕様

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。

表６－１－１

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	口径1,000mm未満の場合　80mm×125mm以上
	口径1,000mm以上の場合　125mm×200mm以上
材質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか

注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。

６－１－５　運転操作説明板

［削る。］

ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。

［略］

６－１－６　付属工具

［削る。］

受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。

なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。

第２節　［略］

第３節　吸吐出管

６－３－１　一般事項

改正前

第６章　用排水ポンプ設備

第１節　通　　則

６－１－１～６－１－３　［略］

６－１－４　銘　　板

１　［略］

２　銘板の仕様

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。

表６－１－１

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合　80mm×125mm以上
	ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合　125mm×200mm以上
材質	黄銅板又はステンレス鋼板

［新設］

６－１－５　運転操作説明板

１　一般事項

ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。

［略］

６－１－６　付属工具

１　一般事項

受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。

なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。

第２節　［略］

第３節　吸吐出管

６－３－１　一般事項

改　　正　　後	改　　正　　前
［削る。］	１　吸吐出管
１～５　［略］	（１）～（５）　［略］
（１）・（２）　［略］	①・②　［略］
６－３－２～６－３－４　［略］	６－３－２～６－３－４　［略］
第４節　主配管用弁類	**第４節　主配管用弁類**
６－４－１　［略］	６－４－１　［略］
６－４－２　逆止め弁	６－４－２　逆止め弁
［削る。］	１　逆止め弁
逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。	逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。
６－４－３～６－４－７　［略］	６－４－３～６－４－７　［略］
第５節～第７節　［略］	**第５節～第７節　［略］**
第８節　系統機器設備	**第８節　系統機器設備**
６－８－１　［略］	６－８－１　［略］
６－８－２　満水（呼水）系統設備	６－８－２　満水（呼水）系統設備
１・２　［略］	１・２　［略］
３　補水槽	３　補水槽
補水槽の仕様は、設計図書による。	（１）補水槽の仕様は、設計図書による。
６－８－３　給水系統設備	６－８－３　給水系統設備
１　共通事項	１　共通事項
給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。	（１）給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。
２～５　［略］	２～５　［略］
６－８－４　燃料系統設備	６－８－４　燃料系統設備
１　一般事項	１　一般事項
燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。	（１）燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。
（１）・（２）　［略］	①・②　［略］
２～６　［略］	２～６　［略］
６－８－５　［略］	６－８－５　［略］
６－８－６　給油（潤滑油）系統設備	６－８－６　給油（潤滑油）系統設備
１・２　［略］	１・２　［略］
３　潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器	３　潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器

改　　正　　後	改　　正　　前
潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。	（１）潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。
６－８－７　［略］	６－８－７　［略］
第９節　監視操作制御設備及び電源設備	**第９節　監視操作制御設備及び電源設備**
６－９－１　［略］	６－９－１　［略］
６－９－２　監視操作制御方式	６－９－２　監視操作制御方式
１・２　［略］	１・２　［略］
３　監視操作制御機器	３　監視操作制御機器
（１）　［略］	（１）　［略］
（２）周囲の環境条件は、JIS C 62271-200、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。	（２）周囲の環境条件は、JEM 1425、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。
（３）～（５）　［略］	（３）～（５）　［略］
４　［略］	４　［略］
６－９－３～６－９－５　［略］	６－９－３～６－９－５　［略］
第 10 節　角落し	**第 10 節　角落し**
６－10－１　［略］	６－10－１　［略］
６－10－２　構造計算	６－10－２　構造計算
［削る。］	１　構造計算
構造計算は設計図書による。	構造計算は設計図書による。
６－10－３　吊込装置	６－10－３　吊込装置
［削る。］	１　吊込装置
１・２　［略］	（１）・（２）　［略］
第 11 節・第 12 節　［略］	**第 11 節・第 12 節　［略］**

改　　正　　後

第７章　除塵設備

第１節　通　　則

７－１－１～７－１－４　［略］

７－１－５　銘　　板

１　［略］

２　銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表７－１－１　銘板（単位：mm）

仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材 質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか

注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。

７－１－６・７－１－７　［略］

第２節～第５節　［略］

改　　正　　前

第７章　除塵設備

第１節　通　　則

７－１－１～７－１－４　［略］

７－１－５　銘　　板

１　［略］

２　銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表７－１－１　銘板（単位：mm）

種 類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)
材 質	黄銅板、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

［新設］

７－１－６・７－１－７　［略］

第２節～第５節　［略］

改　　正　　後

第８章　ダム管理設備

第１節　通　則

８－１－１～８－１－４　［略］

８－１－５　銘　板

１　［略］

２　銘 板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表８－１－１ 銘板の標準規格

仕　様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板のいずれか

なお、アルミニウム板は、表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052）を標準とする。

８－１－６・８－１－７　［略］

第２節～第７節　［略］

改　　正　　前

第８章　ダム管理設備

第１節　通　則

８－１－１～８－１－４　［略］

８－１－５　銘　板

１　［略］

２　銘 板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

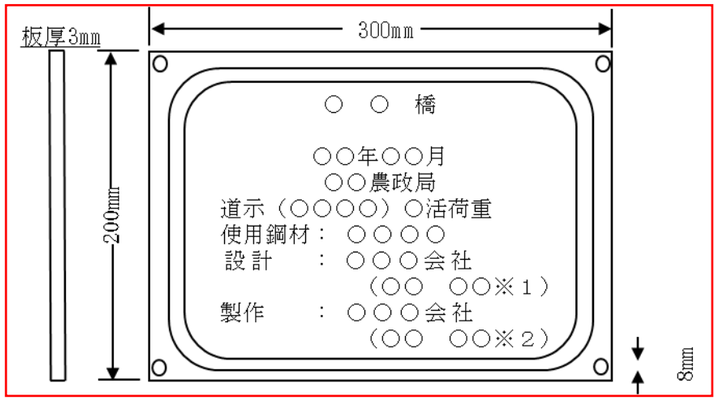
表８－１－１ 銘板の標準規格

仕　様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸　法	200×315(㎜)、250×400(㎜)、315×500(㎜)、400×630(㎜)
材　質	黄銅板、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

［新設］

８－１－６・８－１－７　［略］

第２節～第７節　［略］

改　　正　　案	改　　正　　前
第 10 章　鋼橋上部工	**第 10 章　鋼橋上部工**
第１節　通　　則	**第１節　通　　則**
10－１－１・10－１－２　［略］	10－１－１・10－１－２　［略］
10－１－３　銘板 １　受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図 10-１-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］ ［削る。］  ※１管理技術者氏名、※２監理技術者氏名 図 10－１－１　銘板の寸法及び記載事項	**10－１－３　銘板** １　受注者は、次の内容を記録した橋歴板を製作しなければならない。 （１）橋　名 （２）完成年月（製作年月） （３）事業名等 （４）適用示方書 （５）活荷重 （６）使用鋼材 （７）設計会社 （８）製作会社 （９）施工会社 ［新設］
２　橋歴板 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。 ３　受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。	２　橋歴板 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。 ［新設］

改　正　案

10－１－４　塗装記録

１　受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図 10-1-2 のとおり記録しなければならない。

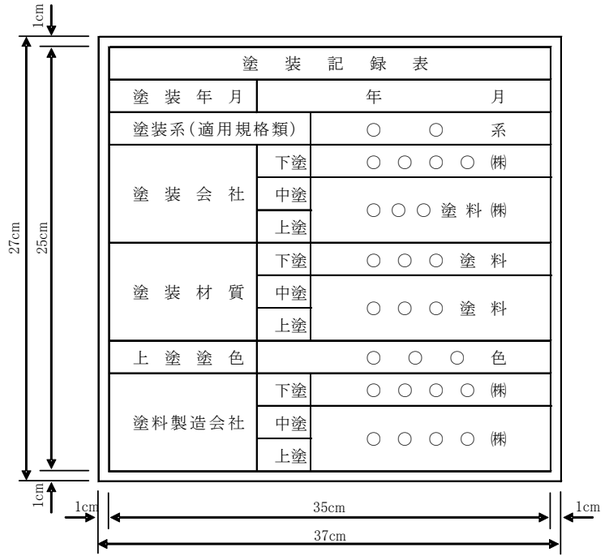


図 10－１－2　塗装記録表の仕様

第２節～第７節　［略］

第８節　支　承　工

10－８－１　［略］

10－８－２　支　承　工

１　受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧　第6章　支承部の施工」（日本道路協会）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

２　［略］

第９節　［略］

改　正　前

10－１－４　塗装記録

１　受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図 10-1-1 のとおり記録しなければならない。

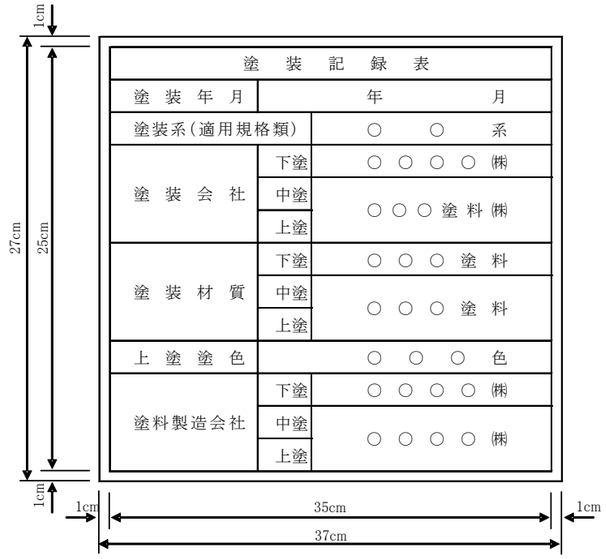


図 10－１－1　塗装記録表の仕様

第２節～第７節　［略］

第８節　支　承　工

10－８－１　［略］

10－８－２　支　承　工

１　受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧　第5章　支承部の施工」（日本道路協会）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

２　［略］

第９節　［略］

改　　正　　後	改　　正　　前
第 12 章　電気設備	**第 12 章　電気設備**
第１節　通　　則	**第１節　通　　則**
12－１－１　［略］	**12－１－１　［略］**
12－１－２　一般事項	**12－１－２　一般事項**
１～９　［略］	１～９　［略］
10　各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10　各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
11　［略］	11　［略］
12　配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 （１）電線の種類及び電線被覆の色別は、JIS C 62271-200、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12　配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 （１）電線の種類及び電線被覆の色別は、JEM 1425、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
（２)・(３)　［略］	（２)・(３)　［略］
13　盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JIS C 62271-200 によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	13　盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JEM 1425 によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
（１）～（４）　［略］	（１）～（４）　［略］
14～16　［略］	14～16　［略］
第２節～第７節　［略］	**第２節～第７節　［略］**

改　　正　　後	改　　正　　前
第 13 章　水管理制御設備	**第 13 章　水管理制御設備**
第１節　［略］	**第１節　［略］**
第２節　情報処理設備	**第２節　情報処理設備**
13－２－１～13－２－５　［略］	13－２－１～13－２－５　［略］
13－２－６　プリンタ	13－２－６　プリンタ
本機器の機能は次のとおりとする。	本機器の機能は次のとおりとする。
１～３　［略］	１～３　［略］
［削る。］	４　シリアルプリンタは、アナウンスメント、時報、日報、月報、年報の記録（印字）に使用できるものとし、白紙フォーム又は印刷フォームに印字可能なものとする。
４　プリンタ切換器は、２台のパソコンで１台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。	５　プリンタ切換器は、２台のパソコンで１台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。
５　プリンタバッファは、複数台のパソコンで１台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。	６　プリンタバッファは、複数台のパソコンで１台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。
６　LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが１台のプリンタを共有可能なものとする。	７　LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが１台のプリンタを共有可能なものとする。
13－２－７～13－２－９　［略］	13－２－７～13－２－９　［略］
第３節～第 10 節　［略］	**第３節～第 10 節　［略］**